

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場河川検水ポンプ整備修繕
- 2 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、浄水処理を行う上で必要不可欠な河川水の各水質測定用に採水をするポンプである。
本修繕は、河川高濁時にポンプの揚水量が不足し、安定的な測定水の採水に異常をきたしていることから、ポンプ部品の交換・整備を行い機能回復を図るものである。
交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、修繕後の動作状況の確認などの総合的な試験調整を行う必要があるため、製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 件名 | 定山溪浄水場コンプレッサ設備整備修繕 |
| 2 | 業者名 | 株式会社 日星電機 |
| 3 | 特定理由 | <p>本修繕の対象となる設備は、ろ過池コントロールバルブの制御に必要なエアを供給するための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本修繕は、コンプレッサの分解整備、現在動作不良を起こしているエアドライヤーの交換及び経年劣化した部品の交換を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。</p> <p>本設備は、(株)日立製作所にて制作されたものであるが、メンテナンスについては、代理店である上記業者が行っている。整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。</p> <p>本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから上記業者以外では行うことができない。</p> <p>以上の理由から、上記業者を特定する。</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。